

市長定例記者会見の概要(令和4年第3回市議会定例会ほか)

8月31日、14:00～、201会議室

令和4年第3回市議会定例会(9月6日に召集)について概要説明を行いました。
続いて下記項目を発表。

- 1 「たちかわ版・出産応援育児パッケージ」の配布について
- 2 中小事業者物価高騰等緊急支援事業について
- 3 交通事業者緊急支援事業について
- 4 高校生等医療費助成事業(マル青)の開始について
- 5 「災害時における支援協力に関する協定」の締結式を行います

定例記者会見発表資料

令和 4 年 8 月 31 日 (水)
立川市総合政策部広報課

発表項目	「たちかわ版・出産応援育児パッケージ」の配布について
<p>【概要】</p> <p>立川市では、出産後の産婦さんが、育児や体調面で心身ともに不安がある中、物価高騰の影響で経済的な不安が加わっていることから、物価高騰対策として地方創生臨時交付金を活用して、出産後の世帯を対象に「たちかわ版・出産応援育児パッケージ」事業を開始します。</p> <p>この事業では、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に出生し、出生日から引き続き、立川市に住民票がある世帯に、経済的負担の軽減と、既存のサポート事業を推進するため、紙おむつやミルクなどの育児用品の購入や生活・交通移動等に身近で利用できる JR 東日本発行の Suica（デポジット 500 円を含む合計 20,000 円）を配布します。</p> <p>【事業費】</p> <p>事業費総額 26,666 千円（予算計上済）</p> <p>【事業期間 or 開始時期】</p> <p>令和 4 年度限り（令和 5 年 3 月 31 日生まれまで）</p> <p>* Suica の配布は、令和 4 年 4 月 1 日から 7 月 31 日までの間に出生した世帯（388 人分）には 9 月 1 日、令和 4 年 8 月以降に出生した世帯には出生月の翌月下旬に簡易書留で配布。申し込みは不要です。</p> <p>【PRポイント】</p> <p>物価高騰対策として地方創生臨時交付金を活用して、育児用品の購入などに利用できる JR 発行の Suica（デポジット 500 円を含む合計 20,000 円）を配布していく。</p> <p>※今議会で関係する議案・報告委員会：</p>	
添付資料	有
問い合わせ先	福祉保健部健康推進課長 鈴木 央子 電話：523-2111（内線）4700

たちかわ版・出産応援育児パッケージ

物価高騰の中、出産したご家庭を応援するため、
Suica をお贈りします！

赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。

楽しみにしていた赤ちゃんのご誕生で、夢や希望が膨らんでいることと思います。

赤ちゃんのいる生活は楽しいものですが、育児や体調面で心身ともに不安がある中、物価高騰の影響で経済的な不安も加わっていると思います。

立川市では「たちかわ版・出産応援育児パッケージ」として、ささやかながら、Suicaをお贈りいたしますのでご活用ください。

★申し込みは不要です！

◆対象世帯

以下のいずれかに該当する世帯

*令和4年4月1日から令和4年7月31日までの間に出生し、
出生日及び令和4年8月1日現在、立川市に住民票がある世帯

*令和4年8月1日から令和5年3月31日までの間に出生し、
出生日に立川市に住民票がある世帯

◆送付物

JR 東日本発行の Suica
20,000 円分（500 円のデポジットを含む）

◆送付方法

誕生月の翌月下旬に簡易書留にて郵送



■お問い合わせ■

立川市健康推進課 母子保健係

☎042-527-3234（平日）8時30分～17時

定例記者会見発表資料

令和 4 年 8 月 31 日 (水)

立川市総合政策部広報課

発表項目	中小事業者物価高騰等緊急支援事業について
【概要】	<p>コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小事業者を支援するため、一定の要件を満たす市内中小事業者に対し、令和3年に市内の事業所等でかかった水道光熱費、燃料費を積算根拠とした支援金を支給し、経営の下支えを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">●対象事業者 立川市内の事業所等で事業を営んでいる中小事業者(別途要件あり)●支給金額 令和3年分の確定申告等において、経費として申告した水道光熱費及び燃料費(ガソリン、灯油、重油、軽油)の合計額の100分の30に相当する額(上限あり) (立川市内の事業所等でかかった経費が対象です。) <p>※主な対象要件、上限額等は、別紙「立川市中小事業者物価高騰等緊急支援金(チラシ)」をご参照ください。</p>
【事業費】	<p>203,959千円 【参考】積算内訳 支援金 200,000千円+その他事務費 3,959千円</p>
【申請期間】	令和4年9月1日(木)から12月23日(金)まで。郵送による申請を原則とする
【事業のポイント】	<p>コロナ禍での原油価格・物価高騰等は食料品や生活必需品といった身近なものから、半導体や建築資材など広範に及んでいる。事業者ごとに異なる事情、影響を踏まえたきめ細やかな支援策を展開するには限界があると考え一方、なるべく多くの事業者が共通して影響を受けている「水道光熱費」「燃料費」を積算根拠とすることで、幅広く原油高・物価高騰等の影響を受ける市内中小事業者の経営の下支えを行っていく。</p>
添付資料	有
問い合わせ先	産業文化スポーツ部 産業振興課長 奥野 武司 電話：523-2111(内線)2154

立川市中小事業者 物価高騰等緊急支援金

コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小事業者を支援するため、一定の要件を満たす市内中小事業者に対し、令和3年に市内の事業所等でかかった水道光熱費、燃料費を積算根拠とした支援金を支給します。

受付期間

令和4年9月1日(木)から令和4年12月23日(金)まで(消印有効)

申請方法

郵送受付(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

《宛先》〒190-8666 立川市泉町1156-9

立川市役所産業振興課 中小事業者物価高騰等緊急支援金担当

支援金額

令和3年分の確定申告等において、経費として申告した水道光熱費及び燃料費(ガソリン、灯油、重油、軽油)の合計額の100分の30に相当する額(立川市内の事業所等でかかった経費が対象です。)

上限額

	売上(収入)金額	交付上限
個人	1,000万円未満	50,000円
	1,000万円以上～1億円未満	150,000円
	1億円以上	250,000円
法人	1,000万円未満	100,000円
	1,000万円以上～1億円未満	300,000円
	1億円以上	500,000円

主な 対象要件

- 中小事業者に該当する(次の①②のいずれかに該当する)
 - 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人
 - 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人
- 個人:令和4年1月1日時点において、市内で事業を営み(市内に事業所等があるものに限る。)、かつ、申請日以降も市内で事業を継続する意向であること
法人:令和4年1月1日時点において、市内で事業を営み(市内に事業所等があるものに限る。)、直近の事業年度に係る法人市民税を立川市に納付し、かつ、申請日以降も市内で事業を継続する意向であること

申請する際は、立川市ホームページ「中小事業者物価高騰等緊急支援金」掲載の説明書等を必ずご確認ください。

こちらのQRコードより
ご確認ください



【問い合わせ先】

立川市 産業振興課商工振興係(立川市中小事業者物価高騰等緊急支援金担当)

☎ 042-523-2111 内線 2246・2247

定例記者会見発表資料

令和 4 年 8 月 31 日 (水)
立川市総合政策部広報課

発表項目	交通事業者緊急支援事業について
【概要】 コロナ禍において燃料価格や物価高騰により著しい影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、その事業活動の継続を支援し、市民の日常生活における移動手段の確保に寄与するために「立川市交通事業者緊急支援金」を交付します。	
【事業費（案）】 予算額 2, 171 万円（令和 4 年度 9 月補正予算に計上） 乗合バス事業者：10 万円×市内系統数 タクシー事業者：法人＝3 万円×車両数 個人＝令和 3 年確定申告における燃料費等の 100 分の 30 に相当する額（上限 15 万円）	
【支援金対象者】 ① 乗合バス事業者 市内を運行するバス路線（高速乗合バスを除く）を有する事業者 ② タクシー事業者（個人も含む） 本社又は営業所の所在地が市内にある事業者（福祉輸送限定事業者を除く）	
【開始時期】 令和 4 年 9 月 12 日（月）本会議で補正予算可決後、早期に事業開始	
【PRポイント】 市民の交通手段の確保に少しでもつなげるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業者を支援してまいります。	
※今議会に関係する議案・報告委員会：開会初日（9 月 12 日）の補正予算	
添付資料	無
問い合わせ先	まちづくり部交通対策課長 大和田智也（おおわだともや） 電話：523-2111（内線）2108

定例記者会見発表資料

令和 4 年 8 月 31 日 (水)

立川市総合政策部広報課

発表項目

高校生等医療費助成事業（マル青^{あお}）の開始について

【概要】

高校生等医療費助成事業（通称：マル青^{あお}）は、新たな子育て支援策として、東京都が令和 5 年度から開始する事業です。現在の医療費助成は中学生までが対象ですが、それを高校生年代まで拡充するものです。

本市では東京都の制度に沿い、一定の所得制限など要件を満たす方に医療証を交付し、入院時は自己負担なし、通院時は 200 円の自己負担で、受診いただけるようにいたします。

【事業費】

準備経費 約 2 千万円（補正予算を追加送付予定）

- ・ 人件費 4 0 0 万円
- ・ システム構築等委託料 1 1 0 0 万円
- ・ その他事務経費（郵便料等） 5 0 0 万円

※事業費（年額）約 1 億円（見込み）

- ・ 対象者（高校生等）数 約 3 5 0 0 人
- ・ 医療費助成額 9 5 0 0 万円
- ・ その他事務経費等 5 0 0 万円

【開始時期】

令和 5 年 4 月 1 日

【PRポイント】

本事業について東京都では、「令和 5 年度以降、準備の整った市区町村から実施」としていますが、本市では年度当初（4 月 1 日）からの開始を目指します。

現状、お子さんの医療費助成については、都の制度を超えて独自に実施している自治体もあり、高校生年代までの拡充に関しても、23 区や一部の市で所得制限なし・自己負担なしで開始することが表明されています。都制度の実施にあたり、財源の確保が課題となっており、東京都市長会において東京都に要望しているところです。

こうしたなか、立川市ではより一層の子育て支援策を推進する観点から、また、議会をはじめ、窓口寄せられる市民の意見・要望を受け、子どもの医療費助成事業全体の見直しの検討を進めることとし、令和 5 年度の医療証更新時期（令和 5 年 10 月 1 日）に合わせ、義務教育就学児医療費助成事業及び高校生等医療費助成事業について所得制限及び自己負担額の撤廃に向けた準備を進め、令和 5 年度当初予算編成の中で詳細をまとめてまいります。

※今議会で関係する議案・報告委員会：

立川市高校生等医療費助成条例及び補正予算案の審議、厚生産業委員会にて報告

添付資料

無

問い合わせ先

子ども家庭部子育て推進課長 五箇野 豊
電話：523-2111（内線）1125



令和4年8月31日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

「災害時等における支援協力に関する協定」の締結式を行います。

イオンモール株式会社と災害時等における支援協力に関する協定を締結します。

1. 締結式開催概要

- 日時 : 令和4年9月4日(日曜日) 11時00分～
- 場所 : イオンモールむさし村山 センターコート
(武蔵村山市榎1丁目1-3)

2. 協定概要

- 立川市では、車両による一時的な退避場所として、立川競輪場第2駐車場（曙町運動広場）を運用しておりますが、さらなる災害時の対応強化を図るため、車両による一時避難場所の提供等の支援に関する協定を締結します。

災害発生の恐れまたは発生時に、市民の一時避難場所（風水害時の車両避難）及び食糧・生活物資等を集積する場所（震災時の物資等の集積拠点）として、イオンモールむさし村山駐車場及び倉庫の一部を貸与していただきます。

【協定内容に関する問い合わせ】

立川市市民生活部防災課 担当：仲沢 克之

TEL 042-523-2111 内線 2138

【取材に関する問い合わせ】

イオンモールむさし村山 担当：木庭・長田

TEL 042-566-8111